

中国・大連市鳳鳴街保護運動に関する一考察

肖 男

大学院生

広島大学国際協力研究科

〒739-8529 広島県東広島市鏡山1-5-1

nan2xiaol@yahoo.co.jp

I はじめに

本稿は、中国・大連市における鳳鳴街保護運動に注目し、鳳鳴街保護運動の形成、発展、そして現状を分析することで、住民が地域の文化財保護行政に与えた影響、及びその可能性を検証することを目的とする。

鳳鳴街保護運動とは、2009年8月から2011年11月にかけて、政府による鳳鳴街の取り壊しに対して、大連市の住民が行った反対運動である。メディアや研究者、政府の関係者や一般の民衆を巻き込む形で、保護運動は盛り上がりを見せたが、それにもかかわらず、鳳鳴街は取り壊され、その後の運動は継続せず、終焉を迎えた。

政治学者の俞可平は、「公民が公共政策、及び公共生活に影響を与えようとする手段」(俞2002:1)を「公衆参与」と定義している。この定義は、政府とは異なる主体が公的領域に積極的に働きかける可能性を概念化したものである。ここで留意したいのは、現代の中国社会では、どれくらい住民の意識を行政に反映させることができるのかという問題である。

従来、中国における文化遺産保護について議論が行われる際、政府主導で進められる文化遺産保護制度の問題点が多く取り上げられてきた。だが、近年ではそれに代わって、政府とは異なる主体が文化遺産保護に積極的に働きかけること、いわゆる、「公衆参与」の重要性が論じられるようになってきた(阮1993, 王1999)。以下では、中国の文化遺産保護研究において、「公衆参与」がどのように捉えられてきたのかについて、4つの観点から整理しておきたい。すなわち、問題提起(阮1993)、検証(呉1994)、法制度構築(王1999)、行政対応策(劉2007)である。

阮は、欧米での文化財保護の現状を踏まえ、中国での文化財保護における行政主導の問題点を指摘し、それに代わる「公衆参与」の重要性を指摘した。阮は、住民による保護意識が低かったために、行政の主導的な役割が求められてきたことを説明した。その結果、トップダウンによる単一の行政管理制度が住民の主体性を阻害したと考え、欧米の歴史文化財保護分野での住民参加の活動に注目し、それを中国の該当分野に導

入できる可能性について検討した(阮1993)。この阮の見解は、行政主導的な保護制度による住民の「保護意識の低さ」が、1990年代の中国の歴史文化遺産保護における負の要因であることを提示したものである。

こうした問題に対する一つの解決案を提示する議論として、欧米などの外国の文化遺産保護では効果が認められている「公衆参与」と、中国の文化財保護との結びつきに着目して捉えた呉の研究が挙げられる。呉は、北京の住民が自発的に行った文化遺産保護活動を外国の事例研究と対照した。そして、1986年に北京の「危旧房」整備区に指定された北京菊兒胡同の改造の事例を通じて、「公衆参与」の中国社会での有効性を検証した(呉1994)。しかし、住民の活動と文化遺産保護行政との関係性については触れなかった。

このように、「公衆参与」は中国の文化遺産保護問題を解決するための一つの重要な糸口になるものとして注目を集めてきたといえる。特に、この「公衆参与」をどのように中国社会で保障できるのかということについて重要な提言を行ったのは王の議論である。王は、アメリカ、イギリス、フランスにおける事例研究を通して、「公衆参与」を中国の文化遺産保護制度に導入する可能性を提示した(王1999)。

その後、中国社会で住民が文化遺産保護行政に働きかける事例が2006年以降実際に現れてくる。こうした状況で、いかに「公衆参与」を保障できるのかに関して、行政対応が注目された。例えば、劉は外国の事例を分析した上で、北京、上海、蘇州、重慶など中国の四つの地域でアンケート調査及びインタビューを行った。そして、中国社会における文化遺産保護の現状に基づき、中国の文化遺産保護の現状と保護制度の改革の必要性を検討した。その上で、中国社会でどのように「公衆参与」の文化遺産保護制度を構築できるのかという問題に関して、政府による資金援助、情報公開のほか、法律上の保障が必要であることを提案した(劉2007)。

従来の理論的研究と比べると、劉(2007)は現場の状況に着目し、「公衆参与」の現実的達成に向けて、行政側に具体的な対応策を提案している点が注目される。しかし、法の執行に焦点を当てる劉の研究には、

住民活動と法整備との関係性といった点で不備がある。この点は王についても同じであり、中国の文化遺産保護制度の整備には実際に住民がどこまで関わることができるかという点で疑問が残る。

このように、以上の研究は住民を公的領域から切り離すか、もしくは住民を受け身の存在としてのみ扱っており、あくまでも行政や制度を立案する側の立場に立った、上からの目線で中国の文化遺産保護における「公衆参与」を考察するものとする。

一方、中国社会において「公衆参与」という言葉は、行政側の発言や公的文書にもみられる(張2006, 291)。2004年に中央政府が公表した「法による行政の全面的推進実施要綱」では、政府の立法活動における「公衆参与」の程度の拡大が指示された。また、2006年、中国共産党第十六期第6回全体会議では、「党委員会が指導し、政府が責任を負い、社会が協同し、公衆が参与する」という社会管理構想が決議された。このように、「公衆」という言葉は様々な立場から使用されている。しかし、「公衆」とは、いったい誰を指すのか、具体的には規定されておらず、完全に行政にゆだねられているとその問題が指摘されている(但見2008)。

以上、中国の文化遺産保護における「公衆参与」を考察するにあたり、手がかりとなる先行研究をみてきた。王(1999)と劉(2007)の研究は、中国社会で行政主導的な文化財保護制度が問題となる中で、法制度構築という観点から中国社会における「公衆参与」の可能性を指摘するものと思われる。しかしながら、従来の研究では、住民と行政の関係性について、文化遺産保護という観点で言えば、住民は行政によって動員されるべきであり、援助されるべきであることが強調されている。すなわち、文化遺産保護行政において、住民はただ受身の存在としか扱われてこなかったとみることができる。しかし、住民の存在とはその理解にとどまるものであるだろうか。

そこで本稿では、鳳鳴街保護運動が個人そして行政に与えた影響を確認することで、鳳鳴街の取り壊しに立ち向かった住民が「公衆参与」に対してより積極的な役割を担っていることを指摘する。

本稿の構成は以下の通りである。第Ⅱ節では、調査地の大連及び調査の状況を概観する。また、鳳鳴街保護運動が起こった歴史的、経済的、社会的背景を述べる。第Ⅲ節では、こうした背景から生じた鳳鳴街保護運動の経緯を、形成、発展、そして現在の3つの時期に分けて整理する。第Ⅳ節では、鳳鳴街保護運動の事例から、中国の文化遺産保護における「公衆参与」について考察する。

Ⅱ 調査地概要及び調査の概要

1 調査地概要

大連市は中国の東北地方に位置する。2011年末の大連市統計公報⁽¹⁾によると、大連市戸籍人口数は588.5

万人であり、世帯数は209.2万である。インターネット利用は133.7万戸に達した。そして、中国国家统计局による2007年総合実力百強都市ランキングでは、大連市は上海、北京、深圳、広州、天津、南京に次ぐ第7番目の都市となっている。

1978年、改革開放政策が実施されて以来、大連市は中国東北部の経済・産業の中心地である沿海開放都市として発展してきた。90年代以降、大連市は「最大を求めず、最良を求める」という都市の建設方針と経営理念の下で、大規模なインフラ整備と環境の総合的保全を継続的に実施してきた。2003年に東北地方の自由経済貿易区としてのリーダーシップを目指した都市建設の戦略を打ち出した。その戦略によって、経済発展とともに、国際大都市をモデルに、インフラの整備と同時に、旧市街区の改造が進められてきた。これが鳳鳴街などの歴史的建造物が取り壊された経済的背景であるとする。

大連は1898年から1945年にかけて、帝政ロシアと日本に統治された植民地都市でもある。これを歴史的背景として、植民地支配の象徴である歴史的な建造物が残されている。そして、2013年時点では、国・省・市・県(区)の文化財がそれぞれに35ヶ所、27ヶ所、148ヶ所、180ヶ所存在する。

本稿で取り上げる鳳鳴街は日本支配期の1920-40年代に形成され、現在大連市西崗区に属す。当時は、南満州鉄道株式会社の社宅として使われ、大連にある日本人街の一つでもあった。全長約1,200m、幅約6mの鳳鳴街には、1920年代の日本支配期に建設された和式洋風の住宅約260余棟が残され、近代的な町並みとなっている。2009年10月に大連市文物管理局⁽²⁾(略称「文物局」)によって、鳳鳴街は、「歴史的な町並みが広範囲かつ集中的に残されており、大連の歴史、文化を眼前に見ることができる」と評価され、大連市重要保護建築リスト⁽³⁾に載せられた。一方、インフラ施設の不備と生活環境の悪化という理由から、大連市国土資源管理局によって、2009年8月に都市再開発の対象と発表された。文物管理局や、運動の参加者からは鳳鳴街を取り壊すことに反対する意見が出された。しかし、取り壊しに反対する声が高まるなか、国土資源管理局の関係者は法的な問題はなく、また大連の経済発展のためには必要なことと反論している。実際に、2010年1月より取り壊し工事が始まり、市の文化財に指定された2件(高尔基路にある193号及び195号)を除き、その街並みは取り壊された。現在、日本統治期の建造物は姿を消し、商店街として再開発されている。

なお、ここで大連市における文化財管理行政について簡単に説明してみる。大連市の文化財行政機関は大きく国土資源管理局と文物局の2つに分かれている。国土資源管理局は文化財を認定し、市の重要文化財に指定する。一方、文物局は文化財に関連する調査を行い、「市の重要保護建築リスト」を公表する。この2つの局は大連市政府の下位組織として統括されている

が、上下関係ではない。つまり、文物局は政府のプロジェクトである鳳鳴街の再開発計画に反対意見を持つ場合でも、その計画を撤回させるような権限は与えられていない。

2 調査の概要

筆者は2010年12月から2012年9月にかけて、大連市の地域住民による文化遺産保護活動の内容を把握するために、関連文献やインターネットを通して情報を集めた。しかし、膨大な資料の中には、重複するものや確実でない情報が多数入っているため、資料の整理は困難を極めた。その作業中、2010年から2011年まで、大連市歴史文化遺産保護志願者と名乗り、地域の文化遺産保護情報を発信した記録が多いことに注目した。そこで、手始めに大連市歴史文化遺産保護志願者について調査を行った。

大連市歴史文化遺産保護志願者を手短かにいえば、地域の有識者によって歴史的建造物及び町並みの保護を目的とし、インターネットで結成されたグループと説明できる。

中国語で「志願者」という言葉は、欧米社会でのボランティアと同様の意味として一般的に使われている。1990年代、市民社会論が中国社会に導入されてから、「市民」という概念に応じて生まれたものだと考えられる。しかし、現在の中国社会において、「志願者」には自発的に活動するのだけではなく、政府によって動員される場合もある。つまり、中国社会で一般的に使われている「志願者」とは、西欧的な自発的ボランティアの意味と完全に一致しているといえない。しかし、これは中国社会におけるボランティア意識の芽生えと捉えることもできる。本稿は、両者の区別を論じるものではないため、団体名称を除き、運動の参加者と扱うことにする。

2006年2月13日、地元の大連テレビ局の総合ニュースチャンネル（略称DLTV1）で大連における歴史的建造物取材した「都市の記憶」（筆者訳、中国語名「凝固の記憶」）というドキュメンタリー映画が放送された。このドキュメンタリーは大連市当局＝国土資源管理局の指導を受けて撮影されたものであり、大連の歴史を大連にある建造物に語らせるという手法をとっていた。特に、一漁村から都市になるまでの1898年から1945年までの間に築かれた近代建築に注目したこの番組では、これらの近代建築が植民地経験の象徴である一方で、建築としての歴史的、文化的価値をもつことが重要視されていた。「都市の記憶」には、住民の身近にある歴史的建造物を蘇らせることや、住民が文化保護意識を育んでいくという意味が込められている。映画を見てそれで終わり、ということではなく、鑑賞を終えた人が自ら文化遺産を守っていこうとすることこそ、脚本家である素素や、監督である王永福の狙いである。このドキュメンタリーは、当時、大連テレビ局による放送番組の中で第二位の視聴率をとった。

このドキュメンタリーの放送をきっかけとして、住民のあいだに大連市の近代建築への関心が高まった。その中の一部の住民が、歴史的建造物の文化的価値を認識し、関連する調査を行いながら、資料の収集に夢中になった。その活動過程で、自己学習から視野を広げ、個人的な趣味として撮影活動を行い、ブログに写真をアップデートしたり、文章で説明などをする者もでてきた。こうして、インターネットを介して、同様の趣味を持っている地域住民が出会い、つながっていった。2008年初め、A氏⁽⁴⁾（自営業者・男性・50代）は大連の近代建築に関心を持つ仲間とグループ結成の呼びかけを発信する。それに応える形で、B氏⁽⁵⁾（自営業者・男性・50代）、素素⁽⁶⁾（作家・女性・50代）、L氏⁽⁷⁾（建築士・男性・50代）、H氏⁽⁸⁾（フリーター・男性・30代）など、中国版のFacebookと呼ぶことができる「QQ」⁽⁹⁾でグループが結成された。

当初、個人的趣味をきっかけとして形成されたこのグループは、インターネットを通じて非常に緩やかに結び付いており、世話役も正式な名称⁽¹⁰⁾も存在しなかった。その後、鳳鳴街保護運動を展開するにあたり、2010年11月に発起者のA氏が新浪というネットメディアによるインタビューを受ける際、初めて「大連市歴史文化遺産保護志願者」と名乗り、メンバーはボランティアとして活動していると述べている。

前述したように、大連市政府が、地域住民による歴史的建造物に関する保護意識を強めるために、歴史的建造物についてのドキュメンタリーを制作した。それをきっかけとして、近代建築がA氏などの住民の関心を引いた。住民は、個人の趣味として資料調査を始めた。そして、文献資料の調査を通じて、住民は中国の他の都市における近代建築の保護に関する知識を増やしていった。この過程において、彼らは歴史的建造物及び町並みを文化遺産と徐々に認識し始め、文化遺産保護組織の結集が発想されるまでに至っている。

個人、そして組織として蓄積してきた知識が鳳鳴街保護活動とどのように結び付いたのであろうか。次節で鳳鳴街保護運動について取り上げたい。

III 鳳鳴街保護運動の経緯

本節では、鳳鳴街の取り壊しに対して、運動の参加者はどのように対応したのか、鳳鳴街保護運動の形成、発展、そして運動終了後の現在という3つの時期に分けて述べる。

1 運動の形成

2009年8月18日の地元紙大連日報に、大連市西崗区による西崗区の経済発展計画に関する記事が掲載された。その記事は、大連市の経済発展を促進するために、大規模な都市再開発を行うことを表明していた。具体的な取り壊しの範囲は明示されていないが、「大連市文化遺産保護運動の参加者」のメンバーは、鳳鳴街が取

り壊しの範囲に含まれているのではないかと推測した。

この発表に対し、その二日後には大連市在住のM氏⁽¹¹⁾（定年退職後パート職員・男性・50代）が鳳鳴街を守りたいという自分の意見をブログで発表した。さらに、その三日後には、そのブログの記事が、陳情書として西崗区委員会の書記金程に提出された。しかし、この陳情書に対する行政側の対応はなかった。

このブログがインターネット上に投稿されてから、行政側による鳳鳴街への評価、特に鳳鳴街が市の文化財であるかどうかという問題に注目が集まった。

組織の発起者となったA氏によれば、中国の文物保護法（日本の文化財保護法と相当）によると、文化財に指定された歴史的建造物や町並みを取り壊すことは法律違反になる。すなわち、鳳鳴街が文化財に指定されることが明らかになれば、鳳鳴街の取り壊しを行政訴訟で止めさせることができる。その点を確認すべく、運動の参加者は調査を展開した。

2009年7月に文物局によって出版された『大連文物要覧』という書物において、鳳鳴街は重要保護建築リストに登録されていたことが調査の結果明らかとなった。この調査資料に基づいて、運動の参加者は、鳳鳴街は文化財であるため取り壊してはいけないと、開発を担当する「国土資源管理局」に陳情した。

これに対して、当局は以下のように主張した。大連市では、歴史的建造物の保護に関する地方クラスの方法に基づき、文化財に指定されたものを保護対象とする。鳳鳴街は文化財に認定されていないので、「文化財」ではない。しかも、「文化財」の管理方法は、単体の建造物を対象とする。よって、鳳鳴街のような歴史的な町並みはその保護範囲に含まれていない。

このように、「重要建築リスト」に掲載された鳳鳴街は、実際は市の文化財に指定されていないこと、さらに、2009年の時点では、このような建造物の管理に対応できる地方の法規はなかったことが明らかとなった。文化財と「重要保護建築リスト」は異なる基準によって指定の作業が行われる。そのため、鳳鳴街の取り壊し問題に関しては行政上の調整を図らないケースが生じたと考えられる。

こうした状況であったことから、運動の参加者は行政訴訟こそ断念したが、今度は鳳鳴街を守るために何かしなくてははいけないという意欲に燃え始めた。インターネットで政府や開発会社の責任者へ陳情書を出すことを呼びかける一方、B氏、M氏、H氏、Y氏はより広い市民層に歴史的建造物に関する知識を普及する必要性と、彼らを保護活動に巻き込む重要性を実感した。その思いが保護運動における運動の参加者の組織化へと結び付いていった。

2 運動の発展

2009年12月6日にB氏など5人の発起によって、「大連市都市記憶撮影隊」が発足された。当撮影隊は大連の歴史的な町並みを守ることを目的として、より

広い住民層に近代建築の保護意識を広めるようとするものであった。同年12月13日に撮影隊の初めての撮影活動が鳳鳴街で行われた。呼びかけを受けた運動の参加者は都市記憶撮影隊に参加し、活動を行うようになった。撮影活動の輪が広がるにつれて、一般の市民団体をはじめ、地元のメディアも参加するようになったという。次に、2009年12月13日から2010年1月16日にかけて行われた、全部で5回の撮影活動について、ブログ上の記録を基に、それぞれの撮影活動への参加人数と団体数の変化に注目していきたい。

2009年12月13日に初めての撮影活動が行われた。参加人数は12人であり、「大連市歴史文化遺産保護運動の参加者」の他、3団体が参加した。この三つの団体は「大連市シルバー撮影協会」、「大連姉妹群」⁽¹²⁾と「大連徒歩クラブ」⁽¹³⁾である。第2回の撮影活動では、参加人数は25人になり、参加団体は四つになった。そのうち、「大連姉妹群」と「大連歴史文化遺産保護運動の参加者」の他は、撮影の愛好者によって形成された団体である。

2010年1月3日の第3回の活動は参加人数が32人になり、参加団体は五つになった。この中には、地元新聞社も含まれている。地元新聞紙の大連日報、大連晩報の記者による「大連市歴史文化遺産保護運動の参加者組織」への取材が行われ、2010年1月6日付の大連日報で、撮影隊の活動が報道された。それによって、撮影活動はより広く知られるようになった。その三日後に行われた第4回の撮影活動では参加人数は62人、参加団体は八つに増えた。第4回の撮影活動に参加した人の年齢層は、20代から80代と幅広い。また、第1回、第2回に参加した団体は、撮影という共通の趣味を持つ団体であったが、第4回には社会問題に関心を持つ大学生の団体も参加していた。

さらに、第5回の撮影活動では、参加人数は80人を超え、団体数は17に増えた。この17の団体には、様々な分野の団体が含まれていた。撮影活動に参加した団体は、それぞれ団体のホームページや、個人のブログなどで情報を発信した。そして、こうした地域住民による歴史的建造物の保護活動は中国の文化遺産保護における新たな光として、地元の新聞紙だけでなく、全国規模の新聞紙でも報道された。

撮影活動に参加する理由について、「大連姉妹グループ」の世話役であるY氏は次のように語っている。

この撮影隊の発起者の一人であるH氏の誘いを受けて、撮影活動に参加した。日常的な存在である近代建築を美しいと思っていただけで、この活動に参加して、その美しさの裏にある物語を教えられた。さらに、大連への愛着が一層深まった。しかも、初めて、大連の近代建築を守っている人の存在を知った。大連市は都市としての歴史が長くないので、残された近代建築が一番有力な歴史的教科書です。このような撮影活動を通して、より多くの人々が大連の近

代建築の保護活動に参加できたらいいと思います。
(2012年のインタビューによって、筆者整理)

同様に、撮影活動に参加した「大連姉妹グループ」のメンバー YC 氏（家庭主婦・80才・女性）は次のように語っている。

Y 氏に勧められたので、いつからか覚えていないが、大連には古い建物を守る団体があることを知っている。その時の活動に参加して、よかったと思う。最初は彼らの活動が理解できなかったのに（笑う）。国際的大都市であることから考えると、鳳鳴街のような旧市街はふさわしくないのだ。ぼろぼろの建物に汚い町並みであった。でも、おかげで、80年間生活してきたこの都市の身の回りにある近代建築の裏にあるものが分かるようになった。とても有意義な活動だと思った。
(2013年1月のインタビューによって、筆者整理)

YC 氏のように活動に参加してから、「古い建物」を守る意味を理解できるようになった一般の住民は多い。筆者の調査によると、撮影そのものに関心を持ち、この活動に参加するうちに保護活動にのめりこむようになったという人が少なくない。実際に活動に参加し、運動の参加者の説明を受けて、次世代のために大連の歴史文化遺産を守ろうという責任感が生まれたという。

撮影隊が結成されてから、定期的に撮影活動が行われた。直接の誘いのほか、ブログでの活動通知で参加者を募る。前述したように、撮影活動の参加者は、第1回は、運動の参加者のメンバーに勧められて参加した人ばかりであったのに対し、第2回以降は、活動に参加した知人から勧誘を受けて参加したという人が混じっていた。さらに、マスコミによる報道を見てから、歴史的建造物の保護活動に関心を持つようになった人もいる。こうして、「大連市文化遺産保護志願者」から始まった撮影活動は、他の団体をも巻き込み、一般市民にも知られるようになった。活動の輪が広がるにつれて、発信方法は個人のブログだけではなく多様になった。その上、マスコミが歴史的建造物の活動を取り上げたことによって、都市再開発における近代建築の保護問題は、一つの社会問題として注目されるようになった。

行政による旧市街区の再開発に対して、運動の参加者は自分の行動に近代建築を守る意義を見出した。より広い市民層に呼びかけるために、従来の団体内部限定の撮影活動を、一般の住民に向けて展開した。そして、定期的な活動と各自の人脈を通して、大連市における「大連姉妹群」「大連シルバー撮影協会」「大連徒歩クラブ」「大連 OL クラブ」などの他の団体とのネットワークを構築した。そのため、より広く住民が保護活動に関心を持つ機会が生まれた。こうした撮影活動を通して、文化遺産保護活動は社会へのインパクトを

拡大していったといえる。

3 運動終了後の現在

ここまで盛り上がった保護運動は、2011年11月の鳳鳴街取り壊し工事の完了によって終わりを迎えた。運動当時の情報が新聞記事に掲載された。鳳鳴街の取り壊しに関して、数は少ないが、運動に参加した者は個人的に写真のアップロードや、鳳鳴街を惜しむようなつぶやきを行った。個人的趣味としての撮影活動が見られる一方、集団的撮影活動は継続できなかったといえる。「大連市文化遺産保護志願者」という表記は、2012年以降の地元のマスコミでは「鳳鳴街」と共に消えてしまった。

一方、鳳鳴街が取り壊された一年後の2012年に、大連では、初めての有形文化財管理条例（以下「条例」という）が公布された。条例の制定と鳳鳴街保護運動とは何か関係があるのだろうか。

まず、鳳鳴街保護運動と「条例」制定とは時間的に重なっている部分が見られる。

大連市人民代表大会常務委員会による『「大連市有形文化財保護条例」制定に関する説明』（以下「説明」という）では、この条例の制定に至る経緯や検討作業の実施状況について表1のようにまとめられる。

大連市には有形文化財が1,737ヶ所ある。そのうち、市の文化財の指定を受けているものは295ヶ所しかなかった。1,442ヶ所は有効的に保護されていない状態である。こうした状況で、2008年に「条例」の起草会議を設置したと考えられる。2011年に「条例」の草案を完成し、2012年2月23日に大連市市政府第49次常務委員会で審議された。その後の4月24日、5月28日、6月25日3回を経て再審議され、「条例」の最終稿が確認された。そして、2012年7月23日に開催された遼寧省第11回人民代表大会常務委員会第31次会議で審議通過され、10月1日に大連で初めてとなる有形文化財保護条例が発表された。

大連市政府が公表したデータによると、起草会議を設置してから「条例」草案完成までの三年間において、大連市は260棟の歴史的建造物が取り壊されたという。本稿で取り上げる鳳鳴街も含まれている。1990年代以降は大連市の社会や市民の生活様式が大きく変化し、歴史的建造物の多くが次々と取り壊されてきた。特に、鳳鳴街のような指定文化財ではない建造物及び町並みに関しては、社会的な評価を得るまもなく再開発されている現実がある。それまでの国の指定文化財や省・市・区（県）指定文化財の枠の中では保護しきれないこれらの建造物を守るための施策として大連市有形文化財保護条例が誕生したと考えられる。

この条例制定まで、表1で示しているように、一般の市民が文化遺産保護に関する意識が高まり、地域の文化遺産保護問題に関心を持つようになった。そこで、一般の市民は、行政側が歴史的な町並みを再開発する計画を発表した2日後、速やかに鳳鳴街を守る要望書

表 1. 大連市有形文化財管理条例における行政側の動きと運動の活発化の対照表

年次	行政側の動き	運動の活発化
2006	2月, 大連市国土資源管理局によって歴史的建造物を守る意識を呼びかけるために, ドキュメンタリー映画上映	一般の市民が歴史的建造物に関心をもつようになる
2007	大連市重要保護建築管理方法を実施し, 市の文化財の認定, 保護及び日常管理に関する規定	歴史的建造物をめぐる撮影活動や, 勉強, 調査が個人的に展開
2008	大連市有形文化財管理条例の起草会議を設置	8月, ネット上で大連市歴史文化遺産保護を目指す個人的な趣味の集まりの結成
2009	8月18日, 地元新聞紙に鳳鳴街を含む西崗区再開発計画が掲載	8月20日, 再開発計画を反対する意見がネット上で議論を行い, 鳳鳴街保護運動を起こした
		12月, 一般の市民向けの撮影隊を発足, 地元の新聞紙, ネットメディアに鳳鳴街を守る意義を宣伝し, 市民署名を集め始めた
2010	1月9日, 住民による歴史的建造物を保護する要請に応じて, 「保護性開発」という提案を発表した.	1月, 行政側による「保護性開発」への懸念をした
		2月, 年会は開催された. 会議では, いかに大連の文化遺産を守るかについて検討が行われた. 大連市で初めてとなる「有形文化財保護条例」の制定案を行政側に提案する
2011	11月, 鳳鳴街取り壊し工事完了	保護運動が停滞期
	大連市で初めてとなる有形文化財保護条例の草案を完成	
2012	2月, 有形文化財保護条例草案を採決する日程を決めた	
	6月, 大連市常務委員会の賛成多数で可決し, 遼寧省人民代表大会に送付された	
	7月, 遼寧省人民代表大会で可決成立 (全会一致)	
	10月, 大連市の初となる有形文化財保護条例が実行	

(出典: 調査に基づき筆者作成)

を提出できた. そして, 大連市の文化遺産保護状況を分析し, 関連する条例の欠如を明らかにできた. さらに, 指定文化財ではない建造物を含んでいる有形文化財保護条例制定を要請できた.

条例制定過程に関する行政側の公文書において, 条例の制定と鳳鳴街保護運動との関係性には言及していなかった. しかし, 表1で明らかにしたように, 鳳鳴街保護運動は, 大連市における歴史的建造物の保護問題がいかに深刻になったかを可視化させた. 一般の市民が文化遺産保護問題への関心を示した. さらに, 一般市民の立場から文化遺産保護問題の解決を促進したと理解できる.

そして, 運動の参加者の要請が「条例」で反映できる.

「条例」は, 24条からなり, 中国の文物保護法及び大連市旧管理方法を参考にし, 歴史的建造物の保護の関連規定を改訂した. この条例において, 歴史的建造物に対する管理職責や法律責任などについて規定が明確化された. 市の重要保護建築については, 市の文化財に指定されたか否かに関わらず, 保護対象の範囲を広げることができる. 文化財の指定を受けようとするものは, 関係行政機関に申請書を提出する必要がある. 文化財認定申請中の建造物が, 審査結果が決まるまで文化財として扱われる. このように, この条例は, 鳳鳴街のような文化財に指定されていない歴史的な町並みの保護の際に依拠することができる法規であり, 歴史的建造物の保護を監督・管理するための重要な法律

的根拠となる.

この条例の策定と鳳鳴街保護運動との関係について, A氏は以下のように語った.

われわれは2009年8月から2010年1月にかけて, 鳳鳴街の取り壊しに注目してきた. もちろん, 鳳鳴街を守り, その歴史的価値を示すために, 個別調査をした. 一般市民の保護意識を芽生えさせるために, 署名活動や撮影活動をも行った. (運動の参加者が) 政府に陳情書を提出したが, なかなか対応しなかった. われわれは政府による開発計画を変える力をまだ持っていない. こうした状況で, 行政や専門家の力を求める必要があると痛感させられた. 行政の関係者や専門家と意見交換できる座談会を通して, 「運動の参加者」の主張が行政側に伝わるようお願い, 行政の関係者や専門家, ジャーナリストや企業家を招いて年会を行った. このような背景で, この年会に参加した行政の関係者が, 大連市有形文化財の保護に関する提案をしたと思う.

(2012年10月に電話でのインタビューを基に, 筆者整理)

そして, L氏が建築設計の仕事の経験と収集した資料に基づいて, 市の文化財と指定されているものとは別に, 守るべきなのに保護されていないものの現状について会議で報告した. この報告を行うことを決めた

理由について、L氏は以下のように述べた。

当時、発表の内容について、A氏とH氏と相談した。大連市の行政関係者に参加してもらうので、文化遺産保護活動の成果の一つとして、個別調査によって整理した大連市の近代建築の現状について報告することにした。

(2013年1月の電話でのインタビューによって、筆者整理)

さらに、D氏は鳳鳴街保護問題について、次の三つの問題点を指摘し、地方の法規の策定の促成に力を入れるべきであると提案した。

一つは、大連市の文化遺産保護行政には、関連部局間の職能と責任が明確ではないことである。二つ目は、大連市の文化遺産保護問題について、現行の条例や、管理方法は、具体的な問題に対する法律上の約束力が弱いことである。三つ目は、これらの条例や、方法は文化財に指定されている歴史的建造物に限り、保護対象とすることである。このような点を背景として鳳鳴街のような問題は生まれたとD氏は考えている。

こうして、D氏をはじめ、年会の参加者が大連市の近代建築の保護に関する地方の法規の制定を要請している。A氏の話によれば、座談会に参加した行政の関係者を通して、大連市の近代建築の保護に関する運動の参加者の提案を国土資源管理局に送呈したという。その後、運動の参加者の代表は前記した部門の関係者と面談ができた。しかしながら、鳳鳴街を残すべきか否かをめぐり運動の参加者と行政側担当者との間の溝はあり、結局、期待された効果が得られなかったという。

しかし、2012年運動の参加者による地方条例の策定、関連する部局間の職能と責任の明確化、保護対象範囲の拡大に関する要請は、2012年に施行された大連市の有形文化財保護条例において実現したことが明らかである。こうして、住民によって盛り上がった鳳鳴街保護運動は、『大連市有形文化財管理条例』の策定と関わることが明らかになったと考えられる。

IV おわりに

以上のように、本稿では中国大連市で政府による歴史的な町並みの開発に反対した鳳鳴街保護運動がどのように起きたのか、また、どのように地域社会に影響を与えたのかを検討してきた。最後に、鳳鳴街保護運動の事例を通じて、中国の文化遺産保護における「公衆参与」について考察していきたい。

本稿で明らかにしたように、鳳鳴街保護運動の担い手である「大連市文化遺産保護志願者」の結集は、必ずしもすべて自発的なものであるとはいえない。最初、政府が住民による歴史的建造物の保護意識を高めるためにドキュメンタリーを製作した。それに触発されて、住民は歴史的建造物に関心を持つようになり、

文化遺産を保護することを目的とするグループを結成した。そして、鳳鳴街の取り壊し計画に対して、運動の参加者は速やかに鳳鳴街を守ろうと行政へ意思を表明した。彼らの組織は個人的趣味の集いから、次第に社会問題に関心を払うようになった。つまり、政府による動員がその中の一つの要因となっていたことは間違いない。

しかし一方で、行政による都市再開発の進展とともに、運動の参加者の間で歴史的建造物に対する保護意識が芽生え、彼らは意識的に一般の市民の保護意識を高めようとするようになった。そして、鳳鳴街の保護問題を通して、地域の文化遺産保護問題について考えた上、行政に提案した。この過程において、運動への参加者は自分の行動に歴史的建造物を守る意義を見出し、明確にボランティアとしての自己認識を持つようになった。その意味において、政府の動員によらずに、自発的に参加した運動という側面を持つことが指摘される。

このような運動の経緯を見ていくと、一方で政府がこの運動をコントロールしながら、他方で政府のコントロールを越えて住民の自発性の中で一定的な役割を果たしたという新しい動きが指摘される。

確かに、鳳鳴街保護運動はここまで盛り上がったが、結果として鳳鳴街の取り壊しを止めることができなかった。より大きな住民運動として実質的な鳳鳴街の保護が達成されなかったことは、住民が行政決定を変える十分な力を持っていないことを示している。

だがそれに対して、政府が対応した新しい条例は明らかにこの運動を踏まえ、さらに運動参加者の意図をくみとり、それに対応するかたちで公布するという新たな形式をとるものである。これは大連市の歴史的建造物に対する保護の新たな可能性を開いたものとして評価できる。住民の存在とは、行政との相互作用の中で、自らの行動を通して、文化遺産と関わり、行政へ働きかけるものであった。そうすると、鳳鳴街保護運動は今までの研究では明らかにみられなかった中国社会における「公衆参与」の可能性を開示する一つの事例として認めることができる。したがって、大連で行われた鳳鳴街保護運動は、中国の文化遺産保護の歴史の中で意味をもつということができただろう。

今後の課題として、鳳鳴街保護運動を、現代の中国社会に位置づけ、他の具体的な住民運動と横断的に比較することである。中国の文化遺産保護における住民運動の展開を、様々な地方の事例を通して、より広く現代中国社会に位置づけることにつとめていきたい。

注

(1) 大連市統計局は2014年3月に「2013年大連市国民経済及び社会発展広報」を公開された。この統計が2013年年末の時点である。

(2) 中国の地方都市において、文化財の管理を担う行政機関。

(3) 中国では、重要保護建築リストについて、都市によって定義

が差異ある。大連市では、関連する法律が欠如しているため、文化財であるかどうかの認定標準が明確ではない。「中国の文物保護法」に従えば、文化財を取り壊すのは違法であることが明確である。しかし、地方都市による重要保護建築リストに載せられた建造物に対応した具体的な保護方法は規定されていない。そのため、鳳鳴街についていえば、文化財に指定された二件を残せば、開発そのものは法律上では問題がないともいえる。

- ⁽⁴⁾ 鳳鳴街保護運動で活躍した人物の一人である。2005年11月に新浪ブログを開設してから、主に金融関係の情報に注目していた。2007年8月より大連市の近代建築に関心を持ち、保護活動を始めた。2008年よりブログで「文化遺産」というコラムを作り、地元の住民による近代建築の保護活動の記録を行った。この記録は、鳳鳴街保護運動を扱う本稿にとって参考になった。A氏は「鳳鳴街保護運動」の発起人でもある。2011年11月以降、当ブログは更新が滞った。2012年現在までの閲覧回数は17,341回である。http://blog.sina.com.cn/gs525
- ⁽⁵⁾ 上海出身。2006年1月に新浪ブログを開設し、2012年現在、閲覧回数は78,146である。大連市歴史文化遺産保護志願者組織の発起者の一人である。2009年12月に発起者の一人として大連都市記憶撮影隊を設立した。鳳鳴街保護運動で活躍した人物として、メディアに数回取材された。サイト：http://blog.sina.com.cn/haishenghann
- ⁽⁶⁾ 大連出身。作家、地元新聞紙のジャーナリストなどである。大連にある近代建築を主題にしたエッセイの代表作に『流光碎影』などがある。上述したドキュメンタリーの脚本担当でもある。
- ⁽⁷⁾ 大連の都市計画の制定に参加したことがある。現在、建築設計関係の仕事に従事している。
- ⁽⁸⁾ 2007年8月に新浪ブログを開設し、2012年現在、閲覧回数136,679である。2004年より大連の近代建築に関心を持って、個別調査を行ってきた。2009年12月、大連都市記憶撮影隊を設立した。大連の歴史的な街並みの保護に取り組み、鳳鳴街の保護運動では中心的人物の一人であり、メディアにも注目される。著書『品読大連』、『大連老街』など。サイト：http://blog.sina.com.cn/hutan721203
- ⁽⁹⁾ QQとはインスタントメッセージの一種である。中国語圏ではチャットソフトとして広く使われている。2011年にアカウント数は10億を突破したという。主な機能にはチャット、ファイル送信、ブログ、アルバム、つぶやくなどがある。中国のIM利用者の99%を占めていると言われる。出典：フリー百科事典ウィキペディア（最後のアクセスは2012年12月）
- ⁽¹⁰⁾ A氏によれば、最初は「大連市都市文化遺産保護」と名付けたが、「歴史文化遺産」や「近代建築保護」など多くの呼び方がある。本稿では「大連市文化遺産保護志願者」と捉える。
- ⁽¹¹⁾ M氏は2009年3月から大連市の近代建築の保護活動に参加し、鳳鳴街保護運動では活躍した人物の一人でもある。2009年7月にブログを開設してから、近代建築の保護を中心にブログを発表し、同じく関心を持つ人々に注目されるようになった。2012年現在の閲覧回数は105,313回に達し、新浪人ブログのランキングでは16位となった。中国ではインターネットの普及とともに、ブログも増えつつある。ヴィキによる

と、2007年にはブログの利用者は1億人を超えたという。中国の主なブログサービスサイトは以下の8つある。搜狐ブログ・新浪ブログ・東洋倶楽部・天涯ブログ・网易ブログ・騰訊ブログ・博客网・东方财富ブログ。M氏のブログはその中の新浪ブログに属する。

- ⁽¹²⁾ 定年後の生活を楽しく過ごせるようというのを目指して、2007年7月に成立した。お年寄りに向けて多様な活動を展開してきた。旅行や娯楽活動や撮影活動、公益活動などに活躍している。この団体は全国団体である「豊彩園」に属し、成員は定年者が多い。このグループの活動が地元では影響力を持ち、『中国ブログ調査』（于紹宗：中央編訳出版社2012年）で記載された。
- ⁽¹³⁾ 2008年6月に成立し、2010年時点で会員は21,858名である。徒歩で旅行することに熱心している人々の集まりである。年に500回以上の活動を行い、公益活動にも活躍している。ホームページ：http://www.dltubu.com 01020304050607080.

参考文献

- 俞可平（2002），住民参加と民主政治の意義，賈西津編『中国住民参加一事例とモデル』，社会科学文献出版社，序言，1。
- 張麗（2006），提高地方行政立法質量—以立法程序的民主設計為視角，陳里程編『廣州公眾參與行政立法實踐探索』，中国法制出版社，291。
- 但見亮（2008），中国における「公眾參與」の現状と機能，『中国研究月報』，第62巻第11号。
- 阮儀三（1993），『名城文化鑑賞与保護』，同濟大学出版社。
- 阮儀三・王景慧・王林（1999），『历史文化名城保护理论与规划』，同濟大学出版社。
- 呉良鏞（1994），『北京旧城与菊兒胡同』，中国建築工業出版社。
- 劉菁（2007），「公眾參與的起源及其历史文化遺產保护中发展」，『四川建築』。
- 鄭正来（1997），『国家与社会—中国市民社会』，四川人民出版社，6。
- 高丙中（2012），「公民社会」概念与中国现实，『思想戰線』，2012年1期，30-38。

参考サイト

- 大連市规划局ホームページ <http://www.gh.dl.gov.cn>
大連市国土資源和房屋局ホームページ <http://www.gtfwj.dl.gov.cn>

参考資料

- 大連市不可移動文物保護条例（2012年）大連市政府「大連市不可移動文物保護条例」制定に関する説明—大連市人文代表大会常務委員会（2012年）

Abstract

A Study of The FengMing Street Protection Movement In Dalian, China

Nan XIAO

Graduate Student

Graduate School of International Development and Cooperation, Hiroshima University

1-5-1 Kagamiyama, Higashi-Hiroshima 739-8529, Japan

nan2xiao1@yahoo.co.jp

This paper is a case study of the Feng Ming Street Protection Movement in Dalian (China), based on cultural anthropological fieldwork from December 2010 to September 2012.

The Feng Ming Street is an area where groups of Historical Buildings were constructed during Japanese imperial period (1929-1945). After World War II, the colonists abandoned the city, leaving thousands of European and Japanese-style buildings. More Japanese-style houses were left, but since 2000, a large number of old buildings in Dalian were being pulled down to improve city's development. The Feng Ming Street was one of them.

From August 2009 to October 2011, the local communities started a movement against the demolition work of The Feng Ming Street. However, the Feng Ming Street was pulled down. Even though those buildings were being pulled down, the enforcement ordinance of the Cultural Protection was published in 2012. This is the first enforcement ordinance for cultural heritage in Dalian. This paper aims to make effect to clear the relationship between the FengMing Street Protection Movement and the legislation of Tangible cultural properties.

正誤表

『国際協力研究誌』22巻1・2合併号(2016年3月)

pp.15-23 「中国・大連市鳳鳴街保護運動に関する一考察」

p.15 脚注の研究科名

誤) 広島大学大学院 教育学 研究科 『国際協力研究誌』 → 正) 広島大学大学院 国際協力 研究科 『国際協力研究誌』